最終更新日：2015年4月28日

株式会社トーア紡コーポレーション

代表取締役社長　長井　渡
問合せ先：06-7178-1157
証券コード：3204

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持株会社として企業集団全体を俯瞰し、より一層の健全性を確保するとともに経営環境の変化に対し迅速に対応するという観点から、的確な情報把握と機動的な意思決定の出来る経営体制を目指しております。その発想においては企業論理及び企業倫理に基づいており、またプロセスにおいては透明性に十分配慮しております。正しい企業戦略のもとグループの企業価値を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,577,000	7.35
双日株式会社	2,710,000	3.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,296,000	2.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,882,751	2.10
浅沼　伴自	1,317,000	1.47
株式会社三洋航空サービス	1,200,000	1.34
三菱UFJ信託銀行株式会社（常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	1,141,375	1.27
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	1,092,000	1.22
松井証券株式会社	1,021,000	1.14
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED（常任代理人　バークレイズ証券株式会社）	955,051	1.06

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂下　清信	他の会社の出身者	○										

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂下　清信	○	OSJBホールディングス（株）取締役 日本橋梁（株）代表取締役	他業種の取締役をしている経験から、経営全般の監視と有効な助言をいただくために、社外取締役として選任しております。また、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断して独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、当社の会計監査人である京都監査法人と監査方針及び監査計画について適宜協議を行い、連携を保っております。また会計監査人による監査結果について、報告を受けるとともに妥当性を判断しております。
また、監査役は、内部監査部と情報交換を通じ相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高島　志郎	他の会社の出身者													○
伊藤　豊久	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高島　志郎	○	社外監査役高島志郎氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、同法人と当社の間には、顧問契約を締結しておりますが、その支払金額は僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	弁護士としての専門的な知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただくために、社外監査役として選任しております。また、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断して独立役員に指定しております。
伊藤　豊久	○	社外監査役伊藤豊久氏は、日本トランスシティ株式会社の常勤監査役であり、同社と当社の間には、取引関係がありますが、その取引額は僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	他業種の常勤監査役をしている経験から、経営全般の監視と有効な助言をいただくために、社外監査役として選任しております。また、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断して独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社には、役員持株会があり、取締役は全員加入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告とも当社ホームページに公開しており、取締役報酬等についても閲覧することが可能であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、経営成績、財務体質等を勘案した上で取締役会で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役の職務の補助は、総務部が行っております。取締役会等の資料の事前配布及び事前説明のほか、会社の経営に著しい影響を与える事象等については、直ちに報告を行うなどのサポート体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。
経営会議は意思決定機関を強化するものとして位置づけております。
取締役会は、当社及び当社グループの業務執行の決定並びに執行役員の職務執行の監督にあたっております。
取締役会は取締役・常勤監査役・社外監査役・執行役員が出席のもと原則月１回開催しております。
経営会議は、取締役・常勤監査役・執行役員出席のもと原則月１回開催しております。
経営会議は、会社の経営方針及び全社的執行方針の協議を目的とし、方針決定過程の透明性を高め、決定した方針事項の迅速かつ確実な周知、激変する環境への適切な対応を図っております。なお常勤監査役は経営会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握しております。
監査役会は、社外監査役を含む監査役によって構成されております。監査役会は3カ月に1回以上開催され、毎期の監査役監査方針及び監査計画に基づき、取締役会等への出席を含め、経営の適正な監査を行うとともに、随時必要な提言・助言並びに勧告を行っております。
会計監査業務については、京都監査法人が選任されており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はございません。また、同監査法人は、自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないように措置をとっております。業務を執行した会計監査人の概要は次の通りであります。

会計監査人の名称
京都監査法人

業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員　業務執行社員　公認会計士　山本　眞吾
指定社員　業務執行社員　公認会計士　加地　敬

（注）継続監査年数が7年以内であるため継続監査年数の記載を省略しております。

補助者の構成
　公認会計士　６名　その他 １２名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

会社の意思決定機関としては、５名の取締役（うち社外取締役１名）で構成する取締役会の他に執行役員などもメンバーとなる経営会議や投資委員会を設置しております。この体制の採用は、意思疎通の強化と意思決定の迅速化を図るとともにそのプロセスの公正さを保つことを目的としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成18年から法定期日よりも4日前に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報に、トップメッセージ、会社概要、決算短信、有価証券報告書のほか、株式情報、財務データ等を掲載しております。 http://www.toabo.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部総務部に担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	トーア紡グループ全ての役員・従業員と、社内外のステークホルダーとのあり方について「トーア紡グループ企業行動憲章」の中で規定しており、当社ホームページで公開しております。 http://www.toabo.co.jp/about/kenshou.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	トーア紡グループが行う環境保全活動について基本となる事項を明らかにした「環境理念」「環境行動方針」を制定しております。社内に環境保全活動の担当部門を設置しており、具体的な環境保全活動の内容については、当社ホームページで公開しております。省エネルギー、省資源、廃棄物の削減、リサイクル、グリーン購入等を積極的に推進し、全社員参加型の環境負荷の低減に努めております。また当社は「環境ビジネスの促進」を目標とし、さまざまな分野で環境保全につながるビジネスを展開しております。 http://www.toabo.co.jp/environment/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「トーア紡グループ企業行動憲章」に定めた「企業情報を積極的かつ公正に開示」を確実に実行するため、「情報開示規程」を制定し、それに則って運用をしております。また、法令で求められる開示はもとより、法令で定められていない開示についても、ステークホルダーからの正しい理解と信頼をえるべく、積極的に行うことに努めております。
その他	金融商品取引法等の法令や証券取引所の規則の趣旨に則り、トーア紡グループの全ての役員・従業員を対象として、インサイダー取引の防止および情報の適切な管理のため、「内部者取引防止規程」を制定し、適切な運用を図っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

コーポレート・ガバナンス体制の概要および当該体制を採用する理由

会社の意思決定機関としては、5名の取締役で構成する取締役会の他に執行役員などもメンバーとなる経営会議や投資委員会を設置しております。この体制の採用は、意思疎通の強化と意思決定の迅速化を図るとともにそのプロセスの公正さを保つことを目的としております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

会社の機関の内容

＜取締役・取締役会＞

当社の取締役は、5名で構成され、原則月1回以上の取締役会を開催する。

＜監査役・監査役会＞

監査役会は、常勤監査役1名、監査役2名（社外監査役）で構成される。監査役には監査結果の報告はもとより、取締役会及び経営会議への出席と意見陳述を義務付けており、意見交換を頻繁に行うことで監査機能の充実と権限の強化を図る。監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもつなど緊密な関係を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行って、効率的な監査を行うように努める。

＜内部監査部＞

内部監査は、社長の直属機関として内部監査部が設置され、2名の社員が配属されている。内部監査部は毎期、年間計画を立て監査役会と相互に連絡をとりあい各事業部門グループ会社の業務の全般について法令、定款、社内規程等の遵守状況、業務執行手続き及び内容の妥当性について監査を行う。監査の結果は、社長、取締役会及び監査役会に報告し、業務の改善に努める。

＜内部統制の各委員会＞

グループの内部統制システム構築の基本方針に沿って設置された、「内部統制本部」、「内部統制本部事務局」、また、その下部組織として設置された、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」、「財務報告委員会」（以下、3つの委員会を「各委員会」という）は、内部統制規程に基づき、内部統制システムを確立し、円滑かつ効率よく運用していく。

「内部統制本部」は、取締役社長を本部長、取締役および主要子会社の社長を本部委員とし、内部統制システム全体の指揮をとる。「内部統制本部事務局」は、内部統制管理室長を事務局長とし、各委員会に対する指導権限と責任を有する。

各委員会は、当社関係部署の部長を委員長とし、グループ企業の代表者、その他必要な人員で構成し、内部統制の確立と運用の権限と責任を有し、グループ全体への教育、改善策の指導、実施の支援・助言などを行う。

監視システムとして、各委員会から独立した「内部監査委員会」を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善などを行う。さらに、監査役会で構成する「監視委員会」を設置し、内部統制本部・各委員会の職務執行を監視する。

内部統制システムの整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（1）内部統制本部事務局は、グループ全体に「トーア紡グループ企業行動憲章」の浸透を図る。また、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス基本規程に基づき、グループ全体に浸透を図る。

（2）コンプライアンス委員会は、グループの取締役・社員に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、グループ企業および他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等には速やかに必要な研修を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

（1）総務担当取締役は、文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに保存する。
（ア）株主総会議事録
（イ）取締役会議事録
（ウ）経営会議議事録
（エ）会計帳簿、計算書類
（オ）稟議書
（カ）取締役が決裁した契約書
（キ）その他文書管理規程に定める文書

（2）前項に掲げる文書の保管期間は、法令に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは文書管理規程に定める通りとする。保管場所は、文書管理規程に定めるが、取締役または監査役から閲覧の要請があれば、速やかに本社において閲覧可能な体制をとる。

（3）内部統制本部の事務局は、グループの取締役・社員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）リスク管理委員会は、グループのリスク管理規程に基づき、グループ全体に浸透を図るとともに、リスクカテゴリー毎の責任部門を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

（2）リスク管理委員会は、グループの取締役・社員に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、グループ企業および他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等には速やかに必要な研修を実施する。

（3）大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、大規模災害・事故発生時緊急対応マニュアルに沿って、社長を委員長とし必要な人員で構成する災害対策本部を設置し、対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）経理部長は、グループ企業の実態を把握し、グループ企業とのヒアリングを経て全体の目標である三ヵ年数値目標の素案を策定する。グループ企業は、この目標に基づく事業計画を策定する。

（2）取締役会は、三ヵ年数値目標を具体化するため、次期事業計画を設定する。

（3）担当取締役は、自部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。

（4）経理担当取締役は、ITを積極的に活用したシステムにより、迅速に月次決算資料を作成し、毎月開催される取締役会に報告する。

（5）取締役会は、毎月この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・提言する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

（6）（5）の議論を踏まえ、担当取締役は、自部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）各委員会は、「トーア紡グループ企業行動憲章」を受け、グループ全体を対象としたコンプライアンス基本規程、リスク管理規程、職務権限規程、内部通報規程、文書管理規程その他の業務の適正化のための規程等のグループ全体への浸透を図る。

（2）財務報告委員会は、グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。

（3）コンプライアンス委員会は、内部通報規程を掲示板にて公開するとともに、継続的に啓蒙活動を行いグループ全体に周知を図る。

（4）当社関係会社は、関係会社管理規程に基づき、業績・財務状況その他経営上の重要事項について、定期的に当社に報告を行う。また、当社および子会社で構成するグループ会議を定期的に開催して、グループ経営に関する情報共有と連携を図る。

（5）主要関係会社には、必要に応じて当社から取締役および監査役を派遣し、経営のモニタリングを行うことでグループ全体のガバナンス強化を図る。

（6）内部監査部門は、内部監査規程に基づき、当社各部門の監査を実施するとともに、関係会社の監査を実施する。各関係会社が当社に準拠して構築する内部統制およびその適正な運用状況について監視、指導する。また、内部監査部門は、内部統制・監査状況について定期的に取締役会に報告するとともに、監査役会に随時報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（1）監査役が職務を補助する使用人を求めた場合、グループの社員から監査役補助者を任命する。

（2）監査役は、監査役補助者に対し、監査業務の補助を行うよう命令できる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

（1）前号の使用人の独立性を確保するため、監査役補助者の評価は監査役が行い、異動等人事権に係る事項の決定には監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

（2）監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（1）当社と子会社の取締役および使用人等は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときまたは報告を受けたとき、当該事実に関する事項を速やかに報告する。なお、監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。

（2）当社と子会社の取締役および使用人等は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

（3）監査役は、取締役会以外の会議で経営の重要事項が審議される会議については、出席する権限が与えられる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途）設けると共に、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

10. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じて会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

社外取締役及び社外監査役

1. 社外取締役及び社外監査役の員数

当社は、社外取締役を1名、社外監査役を2名選任しております。

2. 社外取締役及び社外監査役と当社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

当社は、社外取締役と社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特別に定めてはおりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役坂下清信氏は、OSJBホールディングス株式会社において取締役を、日本橋梁株式会社において代表取締役社長を務めております。両社と当社との間に利害関係はありません。

社外監査役高島志郎氏が所属する弁護士法人淀屋橋・山上合同との間では、顧問契約を締結しておりますが、両者にとって取引額は僅少であります。

社外監査役伊藤豊久氏は、当社株式を3千株保有しております（2014年12月末現在）。また、同氏が常勤監査役を務める日本トランスシティ株式会社とは取引関係がありますが取引額は僅少であり、伊藤豊久氏自身は常勤監査役であるので、当社との間に利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役と当社の利害関係は以上の内容であり、いずれも社外監査役としての独立性を十分に有しております。また、3名とも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届けております。

3. 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

当社は、社外取締役及び社外監査役に客観的かつ広範囲な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言と提言を果たす役割を期待しております。

4. 内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部監査部門との関係

内部監査部・内部統制管理室・コンプライアンス委員会等の内部統制部門は、社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会、監査役会、内部統制本部委員会等において適時報告を行い、意見交換を行っております。また、社外監査役は会計監査人からは、監査講評等の報告をうけるとともに、意見交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

健全な会社経営のため、反社会的勢力との関係を遮断する。コンプライアンス委員会は「トーア紡グループ社員行動規範」に、反社会的勢力との関係断絶を明記するとともに、「反社会的勢力への対応マニュアル」に基づき、関係部署への啓蒙を行う。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示かつ適切に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

当社は、投資家に対し適時かつ適切な情報開示を行う責任を果たすべく、以下の情報開示規程を定め、運用しております。

情報開示規程

（目的）
第1条　本規程は、株式会社トーア紡コーポレーションおよびトーア紡グループ会社（以下、「当社」という。）に関する重要な情報を、法令および証券取引所の諸規則に基づき公正かつ適時・適切に開示することを定めることで株主・投資家を含め一般社会からの当社に対する正しい評価を得ることを目的とする。

（重要な情報の定義）
第2条　重要な情報の定義とは以下の各情報をいう。
（1）証券取引に関する法令および証券取引所の諸規則で開示が定められている情報
（2）上記以外の情報で情報開示委員会が開示することを決定したもの

（情報開示委員会の設置）
第3条　当社は、情報取扱責任者および情報取扱責任者が任命した情報開示担当者で構成される情報開示委員会を設置する。情報開示委員会は情報取扱責任者の招集により開催するものとし、原則月一回の開催とするが、緊急の場合は随時開催とする。重要な情報は当社の各部門長から管理本部を経由し情報開示委員会へ報告され、一元的に管理される。また、開示情報の収集や開示要否の検討のための準備・文案作成等開示に係る事務作業を行うため、情報開示委員会の事務局を設置する。

（情報開示委員会の役割）
第4条　情報開示委員会は、情報開示が本規程の目的に沿って行われるよう以下の役割を有するものとする。
（1）報告された情報が開示すべき重要な事実に該当するか否かを、適時に検討すること
（2）開示内容を取締役会に提案すること
（3）本規程の内容を周知徹底させ当社の開示統制の確立を図ること

（情報の報告体制）
第5条　当社の各部門長は、取締役会の決定事実および発生事実に関する情報を、管理本部を経由し情報開示委員会へ報告しなければならない。また、情報開示委員会は、必要に応じて各部門長に対し、追加の情報提供を要請することができる。

（情報の開示方法）
第6条　当社は、第2条に定める情報の開示については、原則として、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、同取引所が運営する「適時開示情報伝達システム（TDnet）」において開示するものとする。報道機関への発表を行う場合は、情報取扱責任者が発表を行うものとする。また開示を行った場合は、遅滞なく当社のウェブサイトに発表の内容を掲載するものとする。

（公正開示原則）
第7条　当社は、原則として一部の第三者のみへの情報開示は行わない。ただし、本規程の目的に反しないものと情報開示委員会が判断した情報については、この限りではない。

（取締役会への報告）
第8条　開示決定事項のうち、情報開示委員会が重要と判断したものは取締役会に報告するものとする。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概要は、下記のとおりであります。

